まぐまぐ！メディアガイドライン

MAGMAG

制定 2007年5月2日
改定 2018年10月16日

©まぐまぐAll Rights Reserved

目次

第一条　掲載条件 ・・・

第一条　掲載条件

第一項　掲載可否の取得

・広告出稿には、当ガイドラインへの同意が必要です。
　広告出稿の申込又は掲載可否を行った時点で、当ガイドラインへの同意をいただいたものとみなします。

・広告出稿の申込前には掲載可否確認が必要です。掲載許可を得られたもののみ申込を可能とします。
　掲載不許可の場合は申込ができません。

第二項　申込・入稿手続き

・掲載の申込は、まぐまぐ（以下「弊社」）指定窓口へのメール又は指定の方法による申込手続が必要です。
　正しく手続きされたものには申込受領メールをお返しいたします。
　メールアドレス相違等で不達となり手続きを継続できない場合には受領ができません。
　不達等で受領できないことにより損害等が発生しても、弊社は一切責任を負わず免責されるものとします。

第三項　申込の受領

・申込時には広告の告知内容（Webサイト等）が確定していなければなりません。
　掲載可否時・申込時・入稿時の内容がそれぞれ異なったり、入稿規定・期日に沿っていない場合、
　受領ができないだけでなく掲載をお断りする場合があります。

第四項　許認可・許諾の確認

・許認可や許諾を得る必要があるものが広告内容の一部にでも含まれている場合、
　掲載可否審査時に許認可・許諾が確認できる書面又はその写しを提出いただく場合があります。
　また、ユーザーの問い合わせ等に対してはその書面又は写しをいつでも公開できるようにする必要があります。

第五項　枠制限

・掲載可否とは別途、枠ごとに掲載可能業種・同時掲載数に制限が設けられているものは、
　その範囲を超えて掲載することはできません。媒体商品により異なります。事前にご確認下さい。

※Web掲載に関しては競合排除は致しません。

第二条　掲載可否とその判断結果について

第一項　掲載可否権限

・広告掲載可否判断の権限は、弊社が有し、可否判断結果の理由・基準の説明義務を負いません。
なお、当ガイドラインに従っていただきましても、掲載をお断りすることがございます。
また、基準を満たさない場合でも掲載を認める場合がございます。
この事によりクレームや損害が生じたとしても、弊社は一切責任を負わず、免責されるものとします。

第二項　掲載可否期限

・一度掲載許諾を得たものであっても、過去の出稿時と内容が異なる、
又は過去半年間に出稿実績が無い場合、再度の掲載可否確認が必要です。
また、同内容であっても弊社掲載可否基準の見直し等により、再度掲載可否確認をさせていただく場合があります。

第三項　可否結果の変更

・弊社が下した可否判断結果は、その結果回答後弊社がいつでも自由に変更できるものとします。
例として
・法律改正や規制強化・緩和等諸条件の変更
・事実及び根拠の提示、時事情報、ユーザークレームと対応状況
・原稿やクライアントWebサイトの内容変更や事実相違等が確認された場合
・その他、可否判断結果の変更に十分な理由や状況と認められるとき
可否結果をどのように変更した場合でも、その可否判断の理由・基準の説明義務は負いません。
またこれによりクレームや損害が生じたとしても、弊社は一切責任を負わず、免責されるものとします。

第四項　広告内容の変更

・広告内容に変更が生じた場合、代理店及びクライアントは速やかに、弊社へ連絡を行わなければなりません。
またその内容が法に触れるなどの重篤なものの場合、速やかな連絡と共に改善に努めなければなりません。
改善の実施が認められない場合、広告掲載をお断りし、所定のキャンセル料をいただきます。

第五項　クライアントの無保証

・またその内容が法に触れるなどの重篤なものの場合、速やかな連絡と共に改善に努めなければなりません。
広告掲出によりクレームや損害が生じても、弊社は一切責任を負わず、免責されるものとします。

第三条　掲載期間について

第一項　広告掲出期間と保証

・クリックカウント取得期間中（7日間）は、広告内容に沿う情報提供が必要です。
期間に満たない早期終了プロモーション等においても、期間中は誘導先Webサイトの公開が必要です。
プロモーション期間が短い場合、原稿内での告知が必要です。

・メール広告の配信開始時刻より3日間（72時間）の間、広告主サイトへのリダイレクトを保証いたします。

・広告主サイトへのリダイレクトは、システムに万全な注意を払い運営いたしますが、万が一リダイレクトの
保証期間中に障害が発生した場合は、以下を基準に、相当する広告商品の無償提供にて対応させていただきます。
障害発生時間（1時間単位）／72時間　×　広告掲載費

・障害発生時、配信開始時刻より72時間を経過している案件については免責とさせていただきます。

・障害発生時間が1時間未満の場合は、免責とさせていただきます。

第二項　結果の無保証

・提供商品は、インプレッションやクリック数、その他広告効果をなんら保証するものではありません。
ただし、クリック数等の保証条件を公にして販売している商品はその限りではありません。
保証が無い商品であるにもかかわらず、保証があると誤解したり誤ってお申込みされた場合でも、
弊社は一切責任を負わず、免責されるものとします。

第三項　商品数量の無保証

・1,000クリック単位など、あらかじめロット数を定めて販売される商品は、
消化想定期間を定めて規定数に到達するよう配信設定をいたします。
ただし、規定数到達のみの設定で、掲載期間は保証されません。
消化想定期間内に規定数に満たない場合、クライアントの選択により
（1）規定数到達まで継続配信（2）配信終了し消化数を精算
のいずれかを選択することができます。
ただし、媒体社事情によるサービスの終了、大幅なサービス変更、その他免責事項に該当する場合は
（1）の対応を行えない場合があり、この場合の対応は（2）を原則とさせていただきます。

第四条　その他免責事項（1）

第一項　天災等によるサービス停止

・弊社はWebサーバー、広告配信サーバー等について、保守運用に最大限の注意を払いますが、停電や天災地変等の不可抗力、回線業者・データセンターのメンテナンス、ソフトウェア・ハードウェアのアップデート、想定外の高負荷による処理能力の低下等のやむを得ない事情により広告の掲載に支障をきたす恐れがあります。この場合、弊社は免責されるものとします。

第二項　ユーザー環境に因るサービス停止(1)

・広告配信において、ユーザーのメールソフトやブラウザ、その他ソフトウェア・ハードウェアの環境・設定により文字化けや画像非表示などが起こり、広告で想定される露出が行われない場合があります。弊社では、幅広いユーザー環境に配慮したサービス提供に最大限努めますが、ユーザー環境を制限するものではありませんので、配信完了時点でサービス提供の満了とし、これらの事象への補填・金額調整等は行いません。また、いかなる損害が生じたとしても、弊社は一切責任を負わず、免責されるものとします。

第三項　ユーザー環境に因るサービス停止(2)

・ユーザー側のサーバーやブラウザのキャッシュ・クッキー情報、オフライン環境下での閲覧等に起因する情報相違からクレームや損害が生じたとしても、弊社は配信完了でサービス提供の満了とし、これらの事象への補填・金額調整等は行いません。
また、いかなる損害が生じたとしても、一切責任を負わず免責されるものとします。

第五条　その他免責事項（2）

第一項　　クライアント又はその環境に因るサービス不提供(1)

・広告掲載中に、お申込み内容と広告内容との相違・不具合・不提供、リンク先を
当社に無断で掲載可否時と異なるものに変更した場合及び法律違反の事実があった際、
弊社は予告なく広告掲載を中止（掲出物の削除、リダイレクトの停止等）することができるものとし、
代理店（クライアント）はその際の広告費全額の支払義務を負います。
内容により以降の出稿をお断りしたり、損害賠償を求める場合があります。
掲載の中止によりいかなる損害が生じたとしても、弊社は一切責任を負わず、免責されるものとします。

・広告主と暴力団等反社会的勢力との関係が発覚したり、事件や訴訟問題への関与が発覚した場合など、
第三者の権利を侵害、または第三者の迷惑になると当社が判断した場合も広告掲載を停止することができるものとし、
弊社は広告不掲載の一切の責任を負わず免責されるものとします。

第二項　クライアント又はその環境に因るサービス不提供(2)

・広告掲載中に、クライアント及びその出稿にあたり使用されている通信会社・プロバイダー、ASP等の事情に因る
サービスの不提供（提示されているサービスの不提供、リンク切れ、画像欠落・サーバーダウン等）があった場合でも、
その際の広告費は全額を請求させていただきます。
その内容により以降の出稿をお断りしたり、損害賠償を求める場合があります。
掲載の中止によりいかなる損害が生じたとしても、弊社は一切責任を負わず、免責されるものとします。

第三項　クレーム

・広告に起因するユーザークレームが発生した場合、その内容を問わず、弊社は該当広告の掲載全てを中止、
以降の掲載を拒否することができるものとします。
その際の広告費は全額を請求させていただきます。
弊社はその掲載中止・拒否理由や判断基準の説明義務を負いません。

第六条　その他免責事項（3）

第一項　補填の上限

・広告掲載契約に反し、弊社が債務不履行、損害賠償等で責任を負った場合の賠償額は、
広告掲載契約に基づく広告料を上限とします。
補填掲載を行う場合、補填の原因発生日を基点とする3ヶ月以内に補填配信を実行します。
弊社が指定しない限り、その期間を超えての補填実施は行わず免責されるものとします。

第七条　サービス文言・ロゴ使用規定

第一項　画像・ロゴ等の使用不可

・弊社のコーポレートマーク、各種ロゴマーク、キャラクター画像、媒体キャプチャ画像、
又はそれらを模した物（キャラクターの似顔絵等を含む）や加工されたオリジナル画像は使用できません。
許諾無く使用・制作された場合には法的措置をとる場合があります。
掲載許諾を得るには相応の期間を必要とするため、広告使用を前提としたものはお受けできません。

第二項　推奨表現の使用不可

・弊社があたかも推奨しているかのような、事実に反するもの・誤解を生む表現・画像等は使用できません。
（弊社媒体内のコンテンツ・告知広告を除き、推奨等は行っておりません）

第三項　掲載実績等の取扱

・広告出稿実績を、メディア掲載実績といった形で扱うことはできません。
また、あたかも取材記事に取り上げられたかのような誇大表現は使用できません。

第四項　誤解や混同の回避

・弊社のコンテンツ、その他公開情報と混同する恐れのある広告表現は使用できません。
バナーが背景に溶け込む色で境界線の認識ができないもの
広告として独立できないもの
媒体コンテンツやインターフェイスを模倣したもの
他社広告に極似し誤解を生む恐れがあるもの
その他弊社が不適切と判断したものは、掲載不可とさせていただきます。

第五項　運営・提供表現の使用不可

・弊社が運営・提供していないものであるにも関わらず、あたかも提供しているかのような表現は使用できません。

第八条　出稿いただけない広告内容　―基本事項―

下記項目に該当するものは掲載できません。
具体的な可否判断理由の開示や記載内容の改善指導について、弊社は義務を負わないものといたします。

第一項　責任所在が不明確なもの

第二項　クライアントとサービス提供主が異なるもの

※ただし、正当な理由がある場合には都度判断とさせていただきます。

第三項　クライアントの所在・連絡先が日本国外であるもの

第四項　個人事業主以外の個人のクライアント
※ただし、弊社発行のメールマガジン告知の場合はこの限りではありません。

第九条　出稿いただけない広告内容　―記載内容について―

下記項目に該当するものは掲載できません。
具体的な可否判断理由の開示や記載内容の改善指導について、弊社は義務を負わないものといたします。

第一項	法令に違反し、または違反する恐れのあるもの
第二項	社会規範、公序良俗に反するもの、他人の権利を侵害し、または他人の迷惑となるもの
第三項	心身に障害のある人に触れ傷つける恐れのあるもの
第四項	広告の内容や目的が不明確なもの
第五項	関係省庁の承認範囲を逸脱した表現を使用しているもの
第六項	公的機関の承認を得たことを誇大に表現しているもの
第七項	広告内容に嘘偽があるか、または誤認・錯誤されるおそれのあるもの
第八項	広告内容とサービス実態が著しく異なり、サービスの享受を強制させられるもの
第九項	公正・客観的な根拠なく、最大級・絶対的表現をしているもの
第十項	根拠や保証がないにもかかわらず断定表現を使用しているもの
第十一項	誇大な表現をしているもの
第十二項	他の広告に酷似し、誤解を与えるもの
第十三項	期間ないし数量が著しく限定されるものについて、その記載が明確ではないもの
第十四項	実質限定されていないのも関わらず、価格や期間、数量等で限定を謳うもの

第十条　出稿いただけない広告内容　―ページ構成について―

下記項目に該当するものは掲載できません。
具体的な可否判断理由の開示や記載内容の改善指導について、弊社は義務を負わないものといたします。

第一項　とび先のページに広告の訴求物が存在しない又は存在が不明確なもの

第二項　ユーザーが広告訴求内容や必要とする情報にたどり着きにくいもの

第三項　責任所在が不明確なページに移動し、戻れないもの

第四項　弊社が定めた閲覧環境で正常に表示されないもの

第五項　ユーザーの意図に反した動作・誘導を行うもの

第六項　弊社のコンテンツと混同するもの

第十一条　掲載できない広告内容　―サービス・商品について―

下記に該当するサービスや商品は掲載できません。
また、下記に該当しないサービスや商品においても、内容により細かい制限がある場合がございます。
事前に十分に審査をいたしますので、ご留意の上ゆとりをもった掲載確認にご協力ください。

第一項　アダルト・風俗関連の広告

第二項　国内未承認の医薬品・医療機器

第三項　危険ドラッグ、合法ハーブなど

第四項　偽ブランド品や、ブランド品の模造、偽造品

第五項　主として武器と使用されるもの

第六項　無限連鎖講（ねずみ講）の紹介、勧誘

第七項　連鎖販売取引（マルチレベルマーケティング・ネットワークビジネス）の紹介、勧誘

第八項　宗教信仰にかかわる勢力拡大、布教活動を目的とするもの

第九項　盗撮、盗聴を目的とするもの

第十項　クレジットカードのショッピング枠現金化サービス

第十一項　入札権購入型オークション

第十二項　たばこ・電子たばこ

第十三項　マジコン

第十四項　在宅ワーク

第十五項　出会い系（コミュニティカテゴリサイト）

第十六項　同時登録系

第十七項　仮想通貨

第十八項　金融庁無登録のバイナリーオプションやFX会社

第十九項　その他弊社が不適切と判断したもの

原稿制作・申込・入稿の手引き

第十二条　掲載可否依頼・申込・入稿メールについて　―基本事項―

●掲載可否・申込・入稿メールの基本事項

・弊社では、インターネット広告推進協議会（JIAA）が提唱・推奨する業界基準に則り、
掲載可否・申込・入稿時には所定のフォーマット使用をお願いしております。

以下のページを参考に、メールフォーマットの利用をお願いいたします。

【参考ページ】インターネット広告掲載トラフィックマニュアル
http://www.jiaa.org/traffic/traffic.html

広告主正式名、代理店名、商品、料金、期間など、必要項目を記載したメールを
指定のメールアドレス宛にお送りください。

※情報に不備がある場合は受領できません。
また、受領後のキャンセル・お申込内容のご変更等は原則としてお受けできません。

第十三条　掲載可否依頼・申込・入稿メールについて　―注意点―

●掲載可否・申込・入稿メールの注意点

・法人格を持つ場合はその正式な社名を、法人格を持たない個人事業主又は個人の場合はその屋号を
　メールに記載してください。確認不能な場合は掲載をお断りいたします。

・所定の申込入稿期限を過ぎたものは受領できません。

・メールへの返信は「全員返信」でお送りください。個人宛のもの、宛先が異なるものは受領できません。

・メールの不達、返信がないなど入稿業務に支障をきたした場合、掲載をお断りすることがあります。

・入稿URLの前後には半角スペースを1つ挿入してください。日本語を含む場合はエンコードした上で入稿してください。

・連絡事項は入稿メール内に備考として記載してください。

・入稿した原稿を再利用する場合でも、入稿は新規メールに添付して送付してください。
　他のファイルと混同しないように、ファイルには固有の名称をつけてください。

・入稿物に誤りがある場合、必ず修正後のものを再入稿してください。

・入稿受領後の差し替え・内容変更には対応しておりません。

・入稿期限を厳守してください。
　遅延の場合、配信日の変更をお願いしたり、規定に則りキャンセル料をいただく場合があります。

第十四条　掲載可否依頼・申込・入稿メールについて　―その他―

●その他注意点

・申込前に掲載可否確認が必要です。

・**出稿いただけない告知内容・業種については、ガイドラインp.10～13を参照してください。**
ただしそれ以外の理由でも弊社が不適切と判断した場合掲載をお断りする場合があります。

・リンク切れや入稿受領後の内容変更により適切な誘導が行われていないと媒体社判断された場合、
広告配信を中止又は中断させていただく場合があります。

・最終的な配信権限は弊社にあります。

・原稿やサイト、サービス内容に関するトラブル（ユーザークレーム等）は、
クライアント様ご自身の責任で行なっていただきます様お願いいたします。

・配信開始時刻より3日間（72時間）の間、広告主様サイトへのリダイレクトを保証いたします。

クリックカウント取得期間を過ぎたURLのリダイレクトは保証いたしません。

第十五条　文字原稿制作時のご注意（1）

●以下の表現は使用できません。（広告掲載規定を満たした上での追加条件）

※具体的な使用禁止文字・使用可能文字はp.21～26参照

・指定の使用不可文字および記号

・半角カナ文字　※一部モバイル媒体を除く

・機種依存文字

・メール件名・ヘッドラインでのスペース（全角・半角）の使用

・媒体コンテンツと見紛う恐れのあるレイアウト、記号、文言の使用（次頁をご参照ください）

・「あなたは●●だ」「あなたは●●できない」等、第三者に対する断言、劣等感を与える文言

・一読して難解である表現　※学術著書などで詳細説明を別に求めることが容易であるものを除く

・価格や期間、数量等、告知内容に限定要素があり、かつ広告掲出期間中（クリックカウント取得期間中）にその条件が満了することが想定される状況で、限定条件の内容が記載されていないもの

・その他、媒体が使用を認めないもの（理由の説明責任は負いません）

※原稿は弊社が校正権を有します。
媒体ポリシーに反する件名はどのような理由があっても掲載できません。

第十六条　文字原稿制作時のご注意（2）

●過去実績やメディア事例を使用する際の注意点

・原稿内に過去実績を記載する場合は、一年以内の実績に限ります。
一年以上前の実績の場合、いつの実績であるかが分かるよう、原稿内に実績年月等の記載が必要です。

・「売上No.1」などの最大級表現を使用する場合、根拠の提示が必要です。
また、その調査データは最新の一年以内のデータのご提示をお願いいたします
。 原稿に使用する場合は、サイト内にその根拠記載が必要です。

・原稿内にメディア事例を記載する場合、許諾を得ている前提とし、局・番組名は正式名を記載することが必要です。

・許諾を得ていないものは、どのようなものでも記載できません。
例）「あの女優が大絶賛…」「健康系TV番組で話題の…」といった表現は
情報元（タレントの所属事務所や番組制作会社）への掲載許諾を得ると共に、
タレントの名前や番組名具体的な記載が必要です。これらを許諾なく記載することはできません。

第十七条　文字原稿制作時のご注意（3）

●テキスト原稿制作のヒント

・「等幅フォント」で表示状況をご確認ください。特に、罫線や記号で装飾したり、インデントを用いる場合は、レイアウトが整っているかを入稿前にご確認ください。

・Tabキーによる空白表示、罫線で四角い枠線を作成した場合、ユーザー環境によりレイアウトが崩れる要因となりますので、使用はおすすめいたしません。（クライアント様了承のもとご使用ください。）
レイアウト崩れを防ぐには、Tabキーによる空白は全半角のスペースで表示、罫線は行ごとの単独使用に留めることをおすすめいたします。

・ユーザー環境に依存するため想定通りのレイアウト表示は保証されません。

＜良い例＞Shift-JIS、等幅フォントのテキスト形式、囲み罫線を使用しない

```
┌──────┐
◎ありがとう
└──────┘
```

※ただし、等幅フォントでも、原稿制作に用いるアプリケーションや閲覧環境により行間があく場合があります。

```
┌──────┐
◎ありがとう
└──────┘
```

＜悪い例＞囲み罫線を用い、さらに等幅フォントではない場合、レイアウトが崩れます。
掲載は可能ですが、あらかじめクライアント様了承のうえでの入稿をお願いいたします。

```
┌──┐┌──┐┌──┐┌──┐┌──┐
│あ││り││が││と││う│
└──┘└──┘└──┘└──┘└──┘
```

第十八条　使用禁止文字一覧（メール件名・ヘッドライン）

●以下の文字は、メール件名に使用することができません。

▼使用できない文字

ユーザーの閲覧環境への配慮のため、以下の文字は使用できません。
※たとえアプリケーション上（Microsoft®　Word®や一般のテキストエディタ等）やメール上で表示できても
　原稿内に使用できません。

見た目に使用可能な文字と同じように見えても、実際には全角文字を半角表示しているものは掲載できません。
（一般的に「半角カナ文字」と呼ばれるもの）

スペース	半角全角ともに使用禁止	
機種依存文字	ローマ字	Ⅰ ⅰ など
	ローマ数字	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ⅰ ⅱ ⅲ など
	短縮文字	㈹　㈱　など
	丸付き文字	①②③　㊤㊥㊦　など
	パソコンのOS・機種由来の文字	PC-9801/9821固有の2バイト半角文字罫線 NEC特殊記号罫線、IBM拡張文字、 Macintosh文字　など
	JIS第三・第四水準漢字	髙　﨑　德　遙　など
	単位記号	㌔　㌧　㎜　㎡　など
	元号・略号	㍼　㍻　㈱　㈱　など
	絵文字	携帯電話用の絵文字全般
	その他機種依存文字	¦　∟　∮　〝　⊿　∑　など
半角文字	半角英数字	abc　123　など
	半角カタカナ	ｱｲｳｴｵ　ｱｲｳｴｵ　など
	半角記号（2バイト文字を1バイト表示）	－「　。　・　など
記号	黒色記号	【】　●　★　■　▲　▼　◆

※上記に無い文字でも、原稿内に使用できない文字が含まれていた場合は修正をお願いいたします。

第十九条　使用禁止文字一覧（見出し・サイト名）

●以下の文字は、見出しに使用することができません。

▼使用できない文字

ユーザーの閲覧環境への配慮のため、以下の文字は使用できません。
※たとえアプリケーション上（Microsoft®　Word®や一般のテキストエディタ等）やメール上で表示できても
　原稿内に使用できません。

見た目に使用可能な文字と同じように見えても、実際には全角文字を半角表示しているものは掲載できません。
（一般的に「半角カナ文字」と呼ばれるもの）

機種依存文字	ローマ字	Ⅰ ⅰなど
	ローマ数字	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ⅰ ⅱ ⅲなど
	短縮文字	㈹　㈱　など
	丸付き文字	①②③　㊤㊥㊦　など
	パソコンのOS・機種由来の文字	PC-9801/9821固有の2バイト半角文字罫線 NEC特殊記号罫線、IBM拡張文字、 Macintosh文字　など
	JIS第三・第四水準漢字	髙　﨑　德　遙　など
	単位記号	㌔　㌧　㎜　㎡　など
	元号・略号	㍼　㍻　㈱　㈱　など
	絵文字	携帯電話用の絵文字全般
	その他機種依存文字	¦　∟　∮　〝　⊿　∑　など
半角カナ文字	半角カタカナ	ｱｲｳｴｵ　ｱｲｳｴｵ　など
	半角記号（2バイト文字を1バイト表示）	－「　。　・　など
記号	黒色記号	【】　●　★　■　▲　▼　◆

※上記に無い文字でも、原稿内に使用できない文字が含まれていた場合は修正をお願いいたします。

第二十条　使用禁止文字一覧（テキスト原稿本文）

●以下の文字は、テキスト原稿本文に使用することができません。

▼使用できない文字

ユーザーの閲覧環境への配慮のため、以下の文字は使用できません。
※たとえアプリケーション上（Microsoft®　Word®や一般のテキストエディタ等）やメール上で表示できても
　原稿内に使用できません。

見た目に使用可能な文字と同じように見えても、実際には全角文字を半角表示しているものは掲載できません。
（一般的に「半角カナ文字」と呼ばれるもの）

機種依存文字	ローマ字	Ⅰ ⅰなど
	ローマ数字	Ⅰ Ⅱ Ⅲ ⅰ ⅱ ⅲなど
	短縮文字	㍻　㈱　など
	丸付き文字	①②③　㊤㊥㊦　など
	パソコンのOS・機種由来の文字	PC-9801/9821固有の2バイト半角文字罫線 NEC特殊記号罫線、IBM拡張文字、 Macintosh文字　など
	JIS第三・第四水準漢字	髙　﨑　德　遙　など
	単位記号	㌔　㌧　㎜　㎡　など
	元号・略号	㍼　㍾　㈱　㈱　など
	絵文字	携帯電話用の絵文字全般
	その他機種依存文字	¦　∟　∮　〝　　∠　Σ　など
半角カナ文字	半角カタカナ	ｱｲｳｴｵ　ｱｲｳｴｵ　など
	半角記号（2バイト文字を1バイト表示）	－「　。・　など

※上記に無い文字でも、原稿内に使用できない文字が含まれていた場合は修正をお願いいたします。

第二十一条　使用可能文字一覧（メール件名・ヘッドライン）

●以下の文字は、メール件名・ヘッドラインに使用できます。

▼使用できる文字・記号（メール件名・ヘッドラインのみ）

全角ひらがな	あいうえお　など
全角カタカナ	アイウエオ　など
JIS基本漢字	JIS第一・第二水準漢字
全角英数記号	１２３　、。…！？・○□☆◇♪▽△◎　《》≪≫「」『』＜＞（）

・原稿本文と基準が異なりますのでご注意ください。記号は上記のみ使用可能です。
・件名の入稿は可能ですが、媒体の校正権を優位とします。
・使用できる表現（文言・記号）には制限があります。詳細は事項以降をご確認ください。

第二十二条　使用可能文字一覧（見出し）

●以下の文字は、見出しに使用できます。

▼使用できる文字・記号（見出しのみ）

全角ひらがな	あいうえお　など
全角カタカナ	アイウエオ　など
JIS基本漢字	JIS第一・第二水準漢字
全角英数記号	１２３　、。…！？・○□☆◇♪▽△◎　《》≪≫「」『』＜＞（）
半角英数記号	123 [],.;:=^~¥!"#$ &'()/ など
スペース（空白）	全角スペース、半角スペース　共に使用可能

・原稿本文と基準が異なりますのでご注意ください。記号は上記のみ使用可能です。
・件名の入稿は可能ですが、媒体の校正権を優位とします。
・使用できる表現（文言・記号）には制限があります。詳細は事項以降をご確認ください。

第二十三条　使用可能文字一覧（テキスト原稿本文）

●以下の文字は、テキスト原稿本文に使用できます。

▼使用できる文字・記号（テキスト原稿本文のみ）

全角ひらがな	あいうえお　など
全角カタカナ	アイウエオ　など
JIS基本漢字	JIS第一・第二水準漢字
半角英数記号	123 [],.;:=^~¥!"#　$&'()/　　など
全角英数記号	１２３　「」、。；：＝　＾　～￥！”＃＄％＆’＊／＠〒ー★△≪＞【】　など
罫線	｜　―　├　┌　┣　%　┬　┼　┏　━　┻　など
スペース（空白）	全角スペース、半角スペース　共に使用可能
数字記号	＋　－　×　÷　≧　＞　∈　″　∧　Å　#　♭　≠　∵　⇔　など
ギリシャ文字	α　β　γ　σ　Σ　など
ロシア文字	А　Б　а　б　Ц　ц　ш　э　など

・HTML媒体でのテキスト原稿では、スペースの仕様を制限している場合があります。詳しくは個別にお問い合わせください。
・媒体コンテンツ・デザインを模倣したもの、酷似しているものは上記にあっても掲載できません。
・ユーザー環境によっては、まれに一般的な文字や記号でも表示できない場合があります。
　（例：罫線、数字記号、ギリシャ文字、ロシア文字など）

第二十四条　メール件名・見出し・テキスト原稿本文制作時のご注意

●下記に挙げる表現は、メール件名・見出し・テキスト原稿本文に使用できません。

・「あなた」と断定するものは使用できません。ただし、貶める内容でなければ掲載できます。
×NG例→あなたが英語を話せないのは…　※相手を貶める（相手の能力を低く見る）内容のためNG
○OK例→あなたの適正年収はいくら？キャリアアップ…

・ユーザーが不快に感じる、またはその恐れのある文言を使うことはできません。
※倫理に欠ける、生命に触れる、青少年に不適切、押し付けるものなど
×NG例→人生を失う…　死にいたる…　嘘をつくな…　私の○○を評価して…　ニートのダメ夫…　非道徳な…

・正確な判断がし難いもの、誤解を生む恐れがあるものは使用できません。
×NG例→○○円の荒稼ぎ…　寝ていても稼げる…

・媒体が不利益を被るもの（メールの開封を阻害するものなど）は使用できません。
×NG例→○○の方は読まないで…　○kg以上の方だけ見てください…

・文意が通じないものは使用できません。
×NG例→異常に大爆発…

・断定表現は使用できません。
×NG例→○○が上昇するのは確実…　今が絶対買い時…

・誇大表現は使用できません。
×NG例→誰でも簡単に稼げます…　業界で知らない人はいない…

・客観的事実のない最大級表現は使用できません。
×NG例→「日本一」「最大」「最速」

・差別用語は使用できません。
×NG例→「外人」「後進国」

・過度に期待させる表現は使用できません。
×NG例→たった3秒で必ず稼げる…　飲むだけで痩せる…

・伏字のある表現は使用できません。

・法令に抵触する表現は使用できません。

・数学記号・ギリシャ文字・ロシア文字は、商品名や価格表示など使用の必然性がある場合にのみ
使用できます。件名の装飾目的では使用できません。
※ユーザー環境により、一般的な文字でも表示できない場合があり、その表示は保証されません。

・中黒点「・」は、文字の装飾目的では使用できません。
複数使用する「・・・」「・・」は、共に三点リーダ「…」にしてください。

・記号○□☆◇♪▽△◎は、1種類1つまで使用できます。ただし文頭に入れることはできません。

・記号！？は、2種類各2つまで使用できます。※3つ以上連続して使用することはできません。ただし、数量を示す記号は数に含みません。
×NG例→家族で！温泉旅行！！　※！を3つ以上使用しているためNG
○OK例→家族で！温泉旅行！
×NG例→先着１００名様に！＋１，０００円で２着目が買える！？？　※記号を3つ以上連続使用のためNG
○OK例→先着１００名様に！＋１，０００円で２着目が買える！？

・記号・括弧は、3つ以上連続して使用することはできません。ただし、数量を示す記号は数に含みません。
×NG例→先着１００名様！！☆＋１，０００円で2着目が買える　※記号を3つ以上連続使用のためNG
○OK例→先着１００名様！☆＋１，０００円で２着目が買える

・括弧《》≪≫「」『』＜＞（）は、同一種の括弧（始・終）のペアを内向きで使用できます。二重使用はできません。

・括弧は2種類各1つまで使用できます。ただし、件名全体を括弧で終始させることはできません。

×NG例→≪先着１００名様≫＜１，０００円でスーツが買える＞　※括弧で終始しているためNG
≪先着１００名様１，０００円でスーツが買える≫　※括弧で終始しているためNG
≪≪先着１００名様≫≫１，０００円でスーツが買える　※括弧を二重使用しているためNG
○OK例→≪先着１００名様≫＜１，０００円で＞スーツが買える

・使用可能な文字や記号でも、顔文字としては使用できません。

第二十五条　入稿時の注意点

テキスト原稿の入稿

・完全原稿を以下の形式で保存し、メール添付にてご入稿ください。

・エンコード：Shift-JIS
・保存形式　：テキスト（拡張子：txt）

※違う方法・形式で入稿された場合、各種アプリケーション（Microsoft®　Word®や一般のテキストエディタ等）
　や メール上で想定通りに表示できていても、その表示内容は保証されず、受領できません。

※原稿以外の情報はファイル内に記載しないでください。
　特に、文字数をカウントするための数字や、原稿に含まない罫線は削除してください。

バナー原稿の入稿

・完全原稿をメール添付にてご入稿ください

※媒体商品ごとに指定されている保存形式（GIF/JPE/PNG等）でのみ受領できます。

※違う方法・形式で入稿された場合、各種アプリケーション（Adobe PhotoShop®や一般の等）や
　メール上で想定通りに表示できていても、その表示内容は保証されず、受領できません。

第二十六条　バナー制作時の注意点（1）

＜以下の表現は使用できません＞

●ユーザーに不快感を与える表現

・高速で振動したり、点滅したり、単純な動作をするもの※特に鮮やかな赤色の点滅は使用不可。
・目の錯覚を起こす懸念のある表現。
　※特に渦巻き（静止・動画問わず）、同心円模様、画面全体の波線、広告に関係無いトリックアート等。
・生体及び生活反応のリアルな描写（例：臓器や血液等のリアルな描写、生死に及ぶ表現等）。
・過度な肌露出があるもの、性に関する表現が露骨なもの。
・性的な連想をさせる局部のアップや強調させる表現など。
・ユーザーのコンプレックスを強く煽るような表現など。
・恐怖感や不安感を与えるおそれのあるもの。
・その他ユーザーに不快感・嫌悪感を与えるおそれのある表現。
・衛生用品や生活用品の使用例のリアルな描写（例：洗剤広告における雑菌のリアルな描写）。
・サブリミナル要素を持つもの。
・金銭の写真、イラストを使用しているもの。
・画像内での必要文言が小さすぎて読みにくいもの。
・その他、当ガイドライン各条項において使用不可とされているもの。

第二十七条　バナー制作時の注意点（2）

＜以下のようなバナー広告は掲載できません＞

・画像上でマウスカーソルの色、形状、大きさ、動作が変化するもの。ユーザーの意図通りに動かないもの

・画像が背景に溶け込んでしまうもの（媒体の色・柄・コンテンツを真似たもの）

・マウスカーソル、OSやブラウザ等の特有のパーツ画像・警告や注意を促す記号類・チェックボックス・ウィンドウ、ボタンなどを模したもの

・実際に機能しない検索窓やプルダウンなど

・テキストリンクを模倣したもの

・バナー内に以下の情報を記載することはできません

住所、Eメールアドレス、電話、FAX番号、バーコードに代表される二次元コードの文字情報

・その他、当ガイドライン各条項において使用不可とされているもの

第二十八条　映像広告について

＜以下の表現にご注意ください＞

●音声について

・サウンドを使用する場合は、ユーザーの意志によってアクションが促された場合にのみ使用するようにしてください。また、その際は永続的にサウンドが演奏されないようにしてください。

・映像内容に関連性のない不快な音声は掲載できません。

・字幕のない状態で、日本語（英語）以外の言語が用いられているものは掲載できません。

・クラクション音、急ブレーキ音、永続する地鳴り、叫び、不快音など、耳障りな音の使用はお控えください。

●人権侵害に対する表現について

・人命を軽視するような表現

・個人、団体の名誉を傷つけるような表現

・プライバシーを侵すような表現

・人種、民族、国籍に関する表現

●子供に対する表現について

・下劣、卑わい、暴力的、また危険性を伴う表現で幼児や児童が真似しやすい表現はしない

・いじめを助長するような表現はしない

・懸賞等で児童の射幸心をあおるような表現はしない

●OSやブラウザ機能の模倣

※青少年の健全な育成のため、成長を妨げる要素と懸念されるものは可能な限り排除し、優しいご配慮をいただけますようご協力願います。

第二十九条　その他注意点

●弊社ロゴ画像使用について

・ロゴやキャラクター画像等、弊社が権利を有するもの全てについては、サイトやバナーなどその掲出場所を問わず、加工したり掲載できません。過去に許諾無く使用されたものや、後承諾となったものも、正しく許可を得ていないものは以降使用できません。※一部の企画等を除く。掲載申請は受けておりません。

●著作権のある画像の使用について

・著名人、芸能人の写真やコメント、他社ロゴマーク等、各種権利で保護されているものは、権利保有者への事前許諾を得ている場合のみ掲載できます。なお、広告契約を結んで事前許諾を得ている場合でも、その広告契約内容に「インターネット上での使用」について触れられていなければ、掲載できません。

●引用について

・ニュース記事や写真、雑誌掲載記事等の引用は、「引用の必要・必然性がある」と認められる場合にのみ認められ使用できます。また、引用の際にはその引用元詳細を記さなければなりません。この引用の範囲についての解釈は、権利保有者毎に見解が異なることがあり、またその内容・鮮度・開示度合い等により許容範囲が変化する場合があります。こうしたことによるトラブルを避けるため、引用範囲に問題が無いか、必ず事前に権利保有者の許諾を得てください。

範囲を超える恐れのあるものや転載となる場合には、許諾が無いと掲載できません。

＜OK＞
・許諾を得ている
・商用可能なフリー素材
・転載自由

＜NG＞
・許諾を得ていない
・フリー素材ではない
・転載自由ではない
・引用の範囲を超えている

※利用に際しては許諾確認をさせていただく場合があります。弊社からの許諾確認の有無を問わず、利用上のトラブルは全て広告主様の責任となります。

■お問い合わせ

広告に関するお問い合わせは、弊社営業担当までお願いいたします。

株式会社まぐまぐ　E-mail：post-ad@mag2.com

※初めてのお取引の方には新規に担当者をご案内いたしますので
お申し付け下さい。

※当ガイドラインに則り、掲載可否結果の理由についての質問や「どうすれば掲載許可をもらえるのか」 といった詳細質問には回答できません。またそのことによる損害については一切の責任を負いません。 類似業種の広告掲載があっても、個別判断のため結果は一様ではなく、それぞれに判断が異なります。 また、第二条第一項の通り、当ガイドラインに従った場合でも掲載をお断りする場合がありますので 予めご了承願います。
※当ガイドラインは予告なく変更することがあります。ご出稿前には都度ご確認ください。